

島根県老人福祉施設協議会旅費規程

第 1 条 本会の会員が会務により旅行するときは、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

第 2 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、日当、宿泊費、宿泊手当とする。

2 前項のそれぞれの支給額等については、別表のとおりとする。

第 3 条 旅費はもつとも経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、その現によつた経路及び方法により計算する。

第 4 条 この規程で定めるもののほか、旅費支給に関して、島根県社会福祉協議会旅費規定等に準ずる。

附 則

1 この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

3 この規程は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

4 この規程は令和 8 年 6 月 16 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

区 分	支給額等
鉄道賃	運賃に加え、概ね 50 km 以上の区分を利用する場合、急行料金、特急料金を支給する。
船賃	本土と隠岐の移動について、特 2 等の運賃を支給する。 ただし、用務のため特に必要とする場合には、高速船を利用できる。
航空賃	運賃（運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額を上限とする。）及び座席指定料金を支給する。
その他の交通費	鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用として、高速乗合バス、空港連絡バス、港接続バスの運賃を支給する。
日当	用務地の地域内での移動、及び勤務地等から最寄り駅までの移動に要する交通費として支給する。 2,600 円／1 日
宿泊費	国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 の 1 の表の職務の級が 10 級以下の者の欄に掲げる額／1 夜
宿泊手当	国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 3 の 1 の表に定める額／1 夜